

選挙人名簿の調整日

令和元年8月1日は、選挙人名簿の調整日です。

商工会議所の議員を選ぶ権利(選挙権)ならびに議員に選ばれる資格(1号議員の被選挙権、2号議員、3号議員の被選任権)は、令和元年8月1日(選挙人名簿の調整日)現在で会員であり、所定の会費及び負担金を完納している人が有します。

選挙選任についてのすべての権利、資格は、令和元年8月1日現在において、会費および特定商工業者負担金(選挙権)が完納されているかどうかによって決められます。

1. 商工会議所議員とは

商工会議所の議員とは、国会議員や地方自治体の議員と性格が異なりますが、地域商工業者の代表として、社会的にきわめて重要な任務を持ち、産業の振興を通して地域社会の発展について、業界から公正な立場で全般にわたって会員の意思を代表する人です。

(1) 議員の地位

議員の地位については、商工会議所の最高意思を決定するための議員総会の構成員となります。

また、常議員会を構成し、商工会議所の運営に必要な重要事項を審議したり、会員・特定商工業者、また会員で構成する部会を代表して、商工業者の意思を表明する重要な立場にあります。

(2) 議員の権限

議員は、議員総会において、商工業者の事業活動に必要な、経費および事業計画の審議決定、会頭・常議員・監事の選任及び解任の決定、副会頭・専務理事の選任および解任の同意、会費・負担金・部会委員会等の商工会議所運営上に必要な規約の設定変更および廃止の決定、毎事業年度の決算関係書類の承認等、各種重要な権限をもつばかりでなく、自らも役員および委員に選任される権利を持っています。

竹原商工会議所議員の任期は3年で、この度の任期は、令和元年11月1日から令和4年10月31日までです。

2. 議員の区分と定数

議員の定数は70人で、次の各号議員に区分されています。

- (1) 1号議員(36人) 会員および会員以外の特定制業者が、投票によって会員のうちから選挙して選んだ議員
- (2) 2号議員(24人) 会員より構成する部会が、部会員のうちから選任した議員

- (3) 3号議員(10人) 1号議員、2号議員のほかに、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任した議員

3. 議員になるための資格(1号議員では被選挙権、2号・3号議員では被選任権)ならびに議員を選ぶ資格(1号議員を投票する選挙権、2号議員は選任権)

会員は、議員に選挙・選任される資格ならびに議員を選ぶ権利を持っています。

しかし、会員であっても、令和元年8月1日までに会費を完納していない人は、この権利を有しません。

また、会員でない特定商工業者は、議員になる資格はありません。

4. 議員を選ぶ人(選挙人)

(1) 1号議員を選ぶ人

1号議員を選挙する資格のある人は、会員と会員以外の特定商工業者です。

ア) 会員のもつ選挙権

選挙人名簿の調整日である8月1日までに会費を完納されている会員は、会費の負担額に応じて、選挙権を持つことが出来ます。

【会 員】

会費の負担口数に応じて、それぞれ次に掲げる個数の選挙権を私有する。(法人事業所 2口 10,000円～・個人事業所 1口 8,000円)

(1) 最初の1口を2個とする。

(2) 2口以上は1口増すごとに1個加える。

但し、1会員の選挙権の個数は50個を超えることが出来ない。

また、会員である特定商工業者で負担金を完納した場合は、前記の数に別に1個の選挙権が与えられる。

個人事業所会員 2個

法人事業所会員 会費口数(1口 5,000円)+1個

例) 会費 10,000円 選挙権 2個+1個 3個

【会員以外の特定商工業者】

イ) 特定商工業者のもつ選挙権

特定商工業者は、令和元年7月31日までに、負担金 2,000円を完納することにより、1個の1号議員選挙権をもつことができます。

(2) 2号議員を選ぶ人

2号議員を選任する資格のある人は、選挙人名簿の調整日である8月1日までに選

挙権を有する会員に限られます。2号議員の各部会に対する割当定数も、同じ期日の3月31日現在における各部会の部会員数、およびその部会員が負担する会費口数を勘案して、常議員会の議決を経て定めます。

上記2号議員を選任するために開催する部会は、9月10日までに開くことになっています。なお、会員でない特定商工業者には、資格がありません。

(3) 3号議員を選ぶ人

3号議員を選任する人は、会頭です。会頭は常議員会の同意を得て選任します。

5. 1号議員の立候補と投票について

(1) 議員に立候補するには

ア) 1号議員に立候補する人は9月20日から10月10日までに、「立候補届」を選挙管理委員長あてに届出しなければなりません。

他人を1号議員に立候補させるときは、本人の承諾を得て推薦の届出を出すことができます。

イ) 1号議員の立候補者が立候補を辞退するとき、選挙の期日の3日前までに文書でその旨を委員長に届出なければならない。

ウ) 2号議員に選任されて、その就任を承諾した時は、1号議員に立候補することはできません。

(2) 投票のしかた

投票は、8月1日(選挙人名簿の調整日)現在において、「選挙人名簿」に登録された会員および特定商工業者により行われます。また、選挙人は他の選挙人に代理投票されることができます。

投票日時 10月21日(月)
午後9時より午後5時まで
投票場所 竹原市中央5丁目6番28

6. その他

選挙・選任に関する詳細についての問い合わせは

竹原商工会議所 TEL 0846-22-2424

FAX 0846-22-2038